

# 無利息型普通預金（決済用預金）

2019年4月1日現在

商品名（愛称）	無利息型普通預金（決済用預金）
販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます
利息	・無利息
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、当庫所定の手数料をいただくことがあります（詳しくは「主な手数料一覧」をご覧ください）
付加できる 特約事項	・個人の方は自動継続扱いの定期預金、定期積金を担保として「総合口座」の取り扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率）
中途解約時の 取扱い	_____
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい</p>
その他参考と なる事項	<p>・決済用預金は、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3要件を満たすものです</p> <p>・預金保険制度の対象預金であり、全額保護されます</p> <p>・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます</p> <p>・既存普通預金からの切替は、所定の依頼書によりお申込みいただきます（口座番号の変更はございません）</p> <p>・切替までの普通預金の利息は、切替した時に口座に入金いたします</p>